

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第68号）

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6年8月26日付け諮詢石公委第92号で行った審査請求に係る諮詢に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が開示請求を求めている保有個人情報の内容

審査請求人が苦情申出をした案件の処理に係る全ての資料

2 開示請求に対する処分の内容

別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる不開示部分1及び不開示部分2（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）

別記1 審査請求人が行った苦情申出に係る調査結果報告書

別記2 不開示部分1 調査状況欄における特定人物の名字に続く部分

不開示部分2 調査状況欄における「警察官の知見」に続く部分

3 審査請求の経緯

開示請求 令和 6年 3月25日

本件処分 令和 6年 5月10日

審査請求 令和 6年 7月13日

諮詢 令和 6年 8月26日

答申 令和 7年11月21日

4 審査請求の趣旨

本件不開示部分の開示を求める。

5 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

（1）結論

本件処分は妥当である。

（2）争点

審査請求人は、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当しない旨を主張している。これに対して、実施機関は、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。

（3）審査会の判断理由

当審査会において、本件保有個人情報を直接見分したところ、本件不開示部分は開示請求者以外の特定の人物に関する記述であることが認められた。

従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

6 審議経緯

審査回数 2回

答申書

令和7年11月21日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる不開示部分1及び不開示部分2（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和6年3月25日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求内容 審査請求人が苦情申出をした案件の処理に係る全ての資料

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年5月10日付けで、法第82条第1項の規定に基づき本件処分を行い、審査請求人に対し通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年7月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 質問

実施機関は、本件審査請求について、令和6年8月26日付けで、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 不開示部分1について

当該人物について司法警察機関・検察等への相談の可能性が否定できず、当該人物の個人情報保護を盾に情報を不開示とすることは、犯人隠避まがいの行為と見なされかねず、審査請求人の法益または公益を著しく損害する可能性があり、承服できるものではない。

また、黒塗り部分に警察官の行為についての認否が含まれている可能性がある。

また、不適切な不開示という手段をもって、審査請求人の民事上の権利行使を行わせづらくすることは、民事への不当な介入であると見なされかねない。

また、仮にではあるが、当該人物が死亡・失踪等しておれば、そもそも保護法益が不明確である。

よって、不服審査を申し立てる。

(2) 不開示部分2について

当該警察官について司法警察機関・検察等への告訴または告発、国および地方公共団体にかかる公的紛議の可能性があり、当該警察官の個人情報保護を盾に情報を不開示とすることは、犯人隠避まいの行為であり、審査請求人の法益または公益を著しく損害するもので、到底承服できるものではない。

また、不適切な不開示という手段をもって、審査請求人の民事上の訴訟等の権利行使を行わせづらくすることは、民事への不当な介入であり、被処分人の救済の方途を掠奪するものであり、ややもすると行政が私人を意図的に自力救済へと誘導しかねない方針である。当該のストーカー規制法の民事に交錯した濫用を含む事案・事象に関しては、目下報道機関・新聞が類似案件を報じており、国民的な社会問題となっているところであるが、その点が石川県として全く深慮されていない。

ならびに、審査請求人の勤務先に石川県警察官を名乗る威迫要求的架電（石川県の主張によれば私人として）があったのは平日16時台であり、職務専念義務違反・服務規律違反の面からの架電日時や状況等の監察聴取が全く開示・記載されていない。審査請求人の職場に石川県警察官の圧力を用いて不当要求をし、信用失墜的な非行についても監察聴取が開示・記載されていない。もしやすると不開示処分はそれを隠ぺい・隠避するものとの疑念を禁じ得ない。

またその容認限度を超えた不当要求により、不適当な手続職務・電話応対等を強要され、多忙のなか不当要求および石川県庁内郵便局の消印のある送付物に付隨してやむなくそれらを行うことを余儀なくされたが、公務員はその職務を行うことにつき犯罪があると思料されるときは刑事訴訟法第239条に基づき親告罪および非親告罪にかかる告発義務を負う。もしやすると不開示処分はそれらおよび当該自治体の適正な執行・諸権能を妨げるものとの疑念を禁じ得ない。

また、「警察官の知見」という言葉のあとに保護すべき情報が含まれるとは社会通念上は考えづらく、石川県の地方公務員が行為をした件について石川県の地方公務員の知見に関連して一体何をしたのか、または何を延べ言つたのかという部分を不明確かつ不開示とすることは、石川県政の説明責任を不誠実に回避する行為であり、石川県情報公開条例の本旨および石川県情報公開審査会の理念に反し、地方自治法第2・138・180条他、警察法第1・2・3・12・41・43・64条他、石川県警察職員に係る非違行為の報告に関する規則第2条、石川県公安委員会個人情報管理規則第5条他、石川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例、石川県人権擁護委員連合会の理念方針他、石川県人権啓発推進員の理念方針他、および日本国憲法第11・13・17・36条他に背反・逸脱するものというほかなく、とうてい承服できるものではない。

また、当該警察官の警察法79条苦情・監察案件についての取扱いに、公平性・客觀性・透明性・信憑性が完全に担保されているとは言いがたく、県警察の内部における警察官間の人間的な関係性が不適法に影響している蓋然性が高く、開示資料が信用に値しない。ならんで同様に、不開示決定についても信用に値しない。

石川県知事は、なぜ自県の地方公務員が行った行為についての公の会議の記録を、堂々と公開できないのか。何か、やましい事もあるのか。そのような委員会を不適切に任命・運営・委任しているかとの誹りを免れない。当該不開示決定に対して、県知事は適正に処理されているか監督責任があるのではないか。不開示決定は、諮問機関を経て適正に行われたのか。また、情報公開の方針については、石川県議会において特定の会派からの質問に対し、県知事が「行政運営の透明性の確保」「国民主権の理念にのっとり」「国の趣旨にのっとり」との旨答弁しているが、今般の軽率な不開示決定は、この県知事の答弁に背反する、石川県公安委員らの独自の見解によるものにすぎない。また、審査請求人の開示請求には正当な理由があり、総務省（自治省）の定義するところの開示請求権の濫用にはあた

らない。これら県政上、多くの糾問すべき不審点がある。これらの観点の面についてからも、石川県に対して不開示に大変不服である。よって、不開示処分により不利益を被り、不服審査を申し立てる。

2 反論書

本件は石川県地方警察官による、威迫的架電・強要様態の行為を通じて生じた被害を、順当な法的手段によって回復・救済するための方途を求めての基本的人権に基づく請求であり、同地方警察官の信用失墜的行為・不法的行為に類する行動の実態を、不透明な処理によって隠蔽すると見なされる行動をせんとすることは、地方警察行政の民主的運営意義・各種委員会の意義を甚だしく毀損するものであり、この点からもいたって不服である。石川県においては民主的な運営の組織運営原則として適正な処理を行われたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

2 弁明の理由

(1) 関係法令等の定め

法第78条第1項において、保有個人情報の開示義務及びその例外について記載されている。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の根拠法令等に対する本件のあてはめ

本件不開示部分については、「開示請求者以外の個人に関する情報」であり、法第78条第1項第2号に規定する「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 処分の内容

上記アの当てはめから、本件開示請求に関し、法第82条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

法は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」(第3条)との基本理念を示し、何人も自己を本人とする保有個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができることを規定するとともに、これらの請求を受けた実施機関が、開示、訂正又は利用停止をすべき義務を負っていることを規定している。当審査会は、上記の理念を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

本件保有個人情報は、審査請求人が実施機関に対して申し出た苦情について、実施機関において調査した結果に係る記録である。

審査請求人は、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当しない旨

を主張している。実施機関は、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。そこで、当審査会は、石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号）第12条第1項の規定に基づき、本件保有個人情報を直接見分した上で、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）保有個人情報の開示義務について

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、保有個人情報の原則開示を規定したうえで、例外的に不開示とする情報として、同条同項第1号から第7号までを定めている。

（2）法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人情報）該当性について

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

当審査会において、本件保有個人情報を直接見分したところ、本件不開示部分は開示請求者以外の特定の人物に関する記述であることが認められた。

従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

4 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断するものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年 8月26日	実施機関から諮問を受けた（諮問石公委第92号）
令和7年 8月21日 (第72回審査会)	審議を行った。
令和7年10月20日 (第73回審査会)	審議を行った。

別記1 審査請求人が行った苦情申出に係る調査結果報告書

別記2 不開示部分1 調査結果4調査状況欄における特定人物の名字に続く部分

不開示部分2 調査結果4調査状況欄における「警察官の知見」に続く部分